

秋田県高エネルギー加速器技術研究会規約（案）

（会称）

第1条 本会は「秋田県高エネルギー加速器技術研究会」と称する。

（目的）

第2条 本会は国際リニアコライダーや次世代放射光施設を始めとする高エネルギー加速器産業への部品調達などの産業参入や施設利活用の高度化などを目指すことにより、この分野の技術向上を図るとともに、会員相互の啓発と親睦を図り、本県の工業の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行なう。

- 一 技術講習会および講演会の開催。
- 二 技術情報の交換および加速器施設の視察。
- 三 その他本会の目的を達成するための必要な事業。

（会員）

第4条 本会は次の者をもって会員とする。

- 一 正会員は高エネルギー加速器技術に関心のある企業および個人。
- 二 特別会員は関連団体、官庁および教育機関であって役員会の承認を得た者。
- 三 顧問およびアドバイザーは役員会の推薦、承認を得た者。
- 四 会員の入会は事務局へ届け出後、役員会の承認を必要とする。
- 五 会員の退会は自由とする。ただし、その都度、事務局に届けることとする。

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 幹事 若干名
 - 四 監事 2名
- 2 役員は総会において選出する。
 - 3 会長は会務を総理し本会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 幹事は会務を処理する。
 - 6 監事は会計を監査する。

7 役員の任期は2年とする。但し留任は妨げない。

(運営費用)

第6条 本会は会員より会費を徴収する。

- 一 正会員の会費は年12,000円とする。
- 二 特別会員、顧問、アドバイザーからは原則として会費を徴収しない。
- 三 事業達成のため、特に必要な経費はその都度徴収することができる。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するために秋田県産業技術センター内に事務局をおく。

一 事務局に次の職員をおく。

- イ 事務局長 1名
- ロ 事務局員 若干名

二 事務局長は役員会の承認を得た者とし、会長の命により会務を処理する。

三 事務局員は秋田県産業技術センター担当職員をもってし、事務局長の指示に従い会務の処理執行を助ける。

(総会および役員会)

第8条 総会は毎年4月に開催するものとし、臨時総会は会長が必要であると認めるときまたは会員3分の1以上の要求があるときに開催できる。

2 総会は出席者と委任状の総数が会員の3分の2を超えたとき成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。

3 役員会は会長が招集し、総会提出議案の作成審議および本会事業実行案その他の検討を行なう。

(その他)

第9条 総会において必要と認められたときは、本会に分科会を設置することができる。

第10条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第11条 本規約は総会で変更することができる。

(附則)

本規約は平成30年5月18日より施工する。